

平成23年度地下水の水質測定結果について

平成24年9月12日

環境政策課

愛媛県環境審議会の答申を受けて作成した「平成23年度地下水の水質測定計画」に基づき調査した結果は、次のとおりでした。

- 1 調査期間 平成23年4月～平成24年3月
- 2 実施機関 愛媛県、松山市、国土交通省
- 3 調査結果の概要等

(1) 継続監視調査

ア 測定項目及び調査地点

調査機関	地点数	環境基準項目	要監視項目
愛媛県	51	4 ^{※1}	—
松山市	13	5 ^{※2}	—
国土交通省	6	14 ^{※3}	5 ^{※4}

※1 砒素、1,1,1-トリクロロエタン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

※2 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

※3 ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、塩化ビニルモノマー、1,4-ジメチルベンゼン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

※4 クロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、トルエン、キシレン

イ 調査結果（基準超過地点）

○ 環境基準項目

調査を実施した70地点において、砒素が1地点、テトラクロロエチレンが1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が23地点で、環境基準を超過した。

（平成22年度は、砒素が1地点、テトラクロロエチレンが1地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が24地点超過した。）

・砒素

（単位：mg/L）

調査機関	調査地点	平成23年度	平成22年度	環境基準
県	今治市関前小大下	0.016	0.015	0.01以下

・テトラクロロエチレン

（単位：mg/L）

調査機関	調査地点	平成23年度	平成22年度	環境基準
松山市	松山市生石町	0.020	0.015	0.01以下

・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

(単位：mg/L)

調査機関	調査地点	原因	調査結果	
			平成23年度	平成22年度
県	西条市丹原町長野	施肥	14	9.4
	今治市大西町山之内	施肥	17	17
	今治市菊間町池原	施肥	11	11
	今治市伯方町叶浦	施肥	13	16
	今治市上浦町盛	施肥	19	18
	今治市上浦町井口	施肥	19	18
	今治市宮窪町友浦	施肥	16	17
	上島町弓削狩尾	施肥	19	27
	上島町生名	施肥	19	19
松山市	松山市山西町	施肥	20	20
	松山市宮野	施肥	17	14
	松山市小浜	施肥	11	11
	松山市宇和間	施肥	13	12
	松山市津和地	施肥	17	12
	松山市上怒和	施肥	21	24
県	伊予市森	施肥、生活排水	15	12
	伊予市双海町上灘	生活排水	20	18
	松前町北黒田	施肥、生活排水	16	16
	砥部町川井	施肥	20	25
	八幡浜市保内町川之石	施肥	13	13
	内子町大瀬	施肥（菜園）	12	21
	伊方町九町	施肥	12	8.2
	伊方町二見	施肥	21	18

※環境基準 10mg/L以下

○ 要監視項目

調査を実施した6地点において、指針値の超過はなかった。

(2) 概況調査

ア 測定項目及び調査地点

調査機関	地点数	環境基準項目	要監視項目
県	30	7*	—
松山市	12	28	24

※ 砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエレン、1,4-ジメチル

イ 調査結果（基準超過地点）

調査を実施した42地点において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が3地点で、環境基準を超過した。

（平成22年度は、環境基準項目、要監視項目ともに基準等を達成した。）

(単位：mg/L)

調査機関	調査地点	測定値	環境基準
県	今治市山口甲	11	10以下
松山市	松山市吉藤4丁目	23	
	松山市上怒和	22	

(3) 汚染井戸周辺地区調査

ア 測定項目及び調査地点

調査は、(2) 概況調査により新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するために実施。なお、松山市上怒和については、過去の概況調査時に実施済。

調査機関	調査地点 ^{※1}	地点数	環境基準項目
県	今治市山口甲	10	2 ^{※2}
松山市	松山市吉藤4丁目	24	7 ^{※3}

※1 3 (2) イに示す超過地点

※2 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素

※3 1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン (4地点)

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (20地点)

イ 調査結果 (基準超過地点)

調査を実施した34地点において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が8地点で、環境基準を超過した。

(単位：mg/L)

調査機関	調査地点	原因	測定値	環境基準
県	今治市山口甲	施肥	11	10以下
	〃	〃	12	
	〃	〃	12	
松山市	松山市吉藤5丁目	施肥、生活排水	19	
	松山市谷町	〃	27	
	〃	〃	20	
	〃	〃	23	
	〃	〃	25	

(4) ダイオキシン類調査

ア 調査地点

松山市 1地点

イ 調査結果

環境基準を達成した (平成22年度も達成)。